

国会議事録を本気で読んでみた。

その3

2014年6月9日 参議院決算委員会

■はじめに

2014年5月15日安保法制懇からの報告書を受け、安倍首相が記者会見を開きました。

そして、与党での憲法解釈変更の検討が始まりました。

5月15日以降の国会で、どのような議論がおこなわれたのか？

国会議事録から読み取っておこうと始めたシリーズの3回目

今回も

- ・ 安倍首相と野党議員との議論のみ
- ・ 集団的自衛権の議論のみ

に絞ってまとめます。

■凡例

議論を私が勝手にグループ分けしてこのようなタイトルをつけてます

青地は質問者の発言等

黄色の文字は発言を私が要約・箇条書きしたものです。

「かぎかっこに挟まれた白抜き字部分は発言をそのまま引用しています」

オレンジ地は安倍首相の発言等

黒色の文字は発言を私が要約・箇条書きしたものです。

「かぎかっこに挟まれた白抜き字部分は発言をそのまま引用しています」

▶結局どういうこと？

各グループ分けした議論の最後で、結局この議論はなんだったのか？

を私が独断でまとめています。さらに私の感想なども混じってます。

■注意事項

- ・白抜き文字で引用した部分以外は私が要約したものです。

実際の発言は議事録をご覧ください。

国立国会図書館 国会会議録検索システム <http://kokkai.ndl.go.jp>

■作成者について

こんなHPを運用中

茶色の朝を迎えないために <http://brownmorning.s3-website-ap-northeast-1.amazonaws.com/index.html>

blog版 <http://brownmorning.blog.fc2.com>

取り上げた質問者と質問

江崎孝氏（民主党）

- ・アメリカとの双務性

山田太郎氏（みんなの党）

- ・人が亡くなるということ

井上哲士氏（日本共産党）

- ・機雷掃海

又市征治氏（社民党）

- ・集団的自衛権行使により交戦当事国になる
- ・憲法9条との関係

アメリカとの双務性

民主党 江崎孝氏

集団的自衛権行使容認を急ぐ理由

→我が国を取り巻く安全保障環境の厳しさ

●平成19年(2007年)5月18日 第一次安保法制懇初回

安倍首相「我が国を取り巻く安全保障環境はむしろ格段に厳しさを増している」

(第一次法制懇の報告書提出後)

福田政権：報告書無視

麻生政権：解散後の選挙公約に米国艦艇の防護等に触れたのみ

民主党政権：議論なし

第二次安倍政権：対中、対韓などアジア近隣諸国とのあつれきは一気に増大

●平成25年(2013年)2月8日 第二次安保法制懇初回

安倍首相「我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増している。」

6年前の「むしろ」が「一層」に変わっただけ。。

「自らが安全保障環境を厳しくしておいて、それを理由に集団的自衛権行使が必要だと叫んでいるんですね。」

民主党 江崎孝氏

10年前の安倍首相著作「この国を守る決意」

『日米安保をより持続可能なものとして双務性を高めるということは、具体的には集団的自衛権の行使だと思えますね』

韓国「米韓相互防衛条約」（双務性をもった条約）

1953年この条約に基づいて韓国はベトナム戦争参戦

参戦者：延べ325517人（戦死者：4601人、戦傷者：8380人）

日米の双務性を高める→集団的自衛権（＝アメリカのために日本の若者が血を流す）

「自分の子や孫が戦場に行くことを覚悟しなければならないんですよ、国民の皆さん。それが集団的自衛権を認めた場合の我が国の国防の在り方なんです。だから変えようとしているわけでしょう。

そのような重要なことを国民の意見も聞かずに閣議決定で本当に決めてしまうおつもりですか。」

安倍総理

「憲法において、個別的自衛権においても海外に自衛隊を戦闘を目的として派遣をすることは一般に許されていないというのが今までの解釈であります。そして、それは当然、個別的自衛権にも関わるわけでありますから、集団的自衛権にも関わる」

ベトナム戦争のときに今の制限的な集団的自衛権の行使の中で参戦することはない

民主党 江崎孝氏

安倍首相の持論

『日米安保を持続可能にするには、双務性は高めるべし』

「この認識は根本から間違っている、私はそう今から指摘をさせていただきます。」

日米安保条約3条

『締約国は、個別的に及び相互に協力をして、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うということを条件として、維持発展させる』

→外務省の説明

「我が国の場合には、相互援助といっても、集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内のものに限られることを明確にするために、憲法上の規定に従うことを条件としている」

「このことから見ても、集団的自衛権行使はできないという考えは、これは日米同盟の基本であり、アメリカも承知しています。」

日米安保条約5条

条約区域を、各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃というふうに限定

「確かに、三条そして五条、今言ったこのままであれば、日米安保条約は片務条約です。アメリカだけが損をします。」

民主党 江崎孝氏

「しかし、現実はそうではない。」

日米安保条約6条

基地の供与

→米軍基地の存在＝有事の際に攻撃されるリスクを日本は負っている

また在日米軍駐留経費負担＝約2300億円（在日米軍関係費用の決算額）

「このように、日米安保条約は極めて例外的ですけれども、十分に双務性を持った条約なんです。

集団的自衛権の行使を容認をされるとすれば、総理、安保条約の基本が変更されることを意味しますよね。その場合は、我が国の方が在日米軍基地の分だけ負担が重くなりませんか。片務性となるためには、少なくとも基地の提供を認める第六条を削除すべきじゃないですか。そのような覚悟はありますか。」

安倍総理

「条約を私は変えるという考え方は毛頭ないわけであります。」

日米安保条約前文

『両国は個別的、集団的自衛権を保有する』

旧安保条約は5条までしかなかった（日本防衛義務に相当するものは書かれていなかった）

安保改正により5条に防衛義務に近いものが書かれた（「共同対処」）

それに対して6条が加えられた

「この五条と六条によって双務性が担保されているということは、我々はずっとそう申し上げてきたわけであります」

安倍総理

「しかし、条約がですね、条約が果たしてしっかりと機能していく上においては、これはきずなが必要なんですよ。条約をただかざしても、信頼のない条約は紙になってしまう。これは世界の常識と言っても私はいいんだらうと思いますよ。」

今やろうとしていること

- ・米艦での日本人避難

「こういう例について真面目に真剣に向き合っていくことは私は政治家の責任なんだろう」

→米国の上院議員、下院議員、また政府関係者から大きな評価

→オバマ大統領も支持・評価

民主党 江崎孝氏

1993年にアメリカからおこなわれた具体的要請について

北朝鮮：NPT(核兵器不拡散条約)脱退し独自の核開発の姿勢を明確化

アメリカは北朝鮮への攻撃を実行に移そうとし、日本に1059項目の支援要請

→日本政府は集団的自衛権の行使が禁止されていることを理由にこれを拒否

最終的にアメリカは攻撃を断念←日本の対応も1つの理由

「今集団的自衛権行使を容認すれば、今後こうした要請を拒むことは不可能になると思いますが、どう思いますか。」

安倍総理

「条約と今度の憲法解釈についての研究、検討は別です。条約は変えれば義務が生じます。」

集団的自衛権の解釈変更＝権利として生じる＝条約上の義務には全く関係がない

- ・避難中の日本人が乗った米艦を助けられない

→このままでいいのかということを検討している

様々な事態において立法し、その後政策的な選択肢において判断する

「ですから、今委員が言われているような、いきなり何か日本が大きな戦争をするかのごとくのこの御質問は全くの誤りだし、そんな義務が私たちに生じるわけではもちろん全くないということは申し上げておきたい」

民主党 江崎孝氏

「質問の趣旨をよく理解されていない。」

解釈変更前：これは憲法に違反するから駄目だという大前提

解釈変更後はこの前提がなくなる

安保法制懇報告書の9番目の事例

「我が国近隣で武力攻撃が発生をして、公海上でアメリカの艦船が攻撃される」

第二次大戦後公海上で米艦船が攻撃を受けた事例：1964年トンキン湾事件のみ

(=アメリカ自ら仕組んだ謀略)

▶ 強大な軍事力を持つアメリカに対して攻撃を仕掛ける国などあり得ないのが現実

仮に事例が現実のものになったとすると

アメリカの艦船が攻撃される状況＝戦争

→アメリカはすぐ報復をする（その国を徹底的に叩く）

→アメリカを攻撃する側は自分がやられる前に米軍による報復の拠点となる在日米軍基地や自衛隊基地を同時攻撃する

→日本は現行法下で戦争に突入＝個別的自衛権の行使で対処

しかし安保法制懇は「日本への攻撃がなされていない状況」を想定

=日本は有事ではないということを前提にしなければ集団的自衛権行使容認にならないから

民主党 江崎孝氏

仮に集団的自衛権を行使すれば

米国と戦っているこの国に対して宣戦布告することになる

=その国は直ちに日本攻撃を開始する

「ここまで、現実はこちらまで発展をするということを、集団的自衛権の行使容認はここまでやるんだということを改めてはっきり言わない限りは駄目なんです。これは意図的に隠しているとしか言えないじゃないですか。」

「集団的自衛権の行使容認というのは、先ほどの事例等あったとおり、極めて日本の国の国防の方向を変えることなんです。それを、最後に言いますけれども、本当に閣議決定で決定されるおつもりですか。」

安倍総理

「今委員が行っておられる議論は、我々が行っている議論とは全く別なんですよ。」

・避難中の日本人が乗った米艦を助けられない、という事例は起きないと言う。

「私が出している事例は、そういうことがあったとしても、権利としてですね、権利として行使できるようにしておけば、あらかじめ様々な、様々なこれは対応を可能とする、そしてそういう選択肢を持つことができるということを申し上げているわけでありまして。そして、その選択肢を持っていなくてもいいんだ、そんなことは全く必要がないんだというのは、まさに委員の議論であります。」

国民の命を守るということにおいては、私たちの態度こそ誠実で責任ある態度

そんなこと起きないという態度は「見ないようにすれば事態は起こらないんだ」という考え方

安倍総理

与党の議論が整えば閣議決定をおこなう

→実際に行動する為の法律を国会で作る

国会で衆参それぞれの多数を得なければそれは成立しない

▶結局どうということ？

日米安保条約はアメリカだけ損をする片務的な条約ではなく、お互いが義務を持つ双務的なものだ、というのは安倍首相も認識しているようですが、そうは言っても条約だけじゃなくて、信頼を得る為にはそれ以上の行動が必要、ということのようです。

そして、後半、首相のあげた事例について

①公海上で米艦を攻撃することはない

②仮にそれをやってしまえば、たちまち日本も当事者となる戦争状態となり、個別的自衛権の範囲に入ってしまう

という指摘については

①だけを取り上げて、そんな態度は誠実でなく無責任と攻撃しますが、

②については何も答えません。

むしろ②の可能性を無視することの方が誠実でなく無責任。まさに「見ないようにすれば事態が起こらないんだ」という考え方なのでは？

人が亡くなるということ

みんなの党 山田太郎氏

自衛隊員が他国との武力紛争で不幸にも命を落とされた場合の補償は？

小野寺五典防衛大臣

遺族補償：特別公務災害として、通常の遺族補償の額に五割加算した額が支給される
賞じゅつ金：一身の危険を顧みることなくその職務を遂行し、不幸にして死亡した際、
その功労に報いるため支給される場合がある

退職手当：最後まで全うして退職した場合と同じ金額が支給される

※弔慰金等は所得税は非課税

※賞じゅつ金は相続税の対象外

みんなの党 山田太郎氏

年収800万円で妻、子2人の場合

年金：650万円ぐらい

一時金：2260万円ぐらい

賞じゅつ金：死亡時980万円から6000万円

（イラク特措法によって活動する場合、最高9000万円）

「まさに命の値段ということであります。」

みんなの党 山田太郎氏

湾岸戦争、アフガニスタンでは戦闘員・非戦闘員ともに多くの人が亡くなっている

「まさに集団的自衛権の背景の議論は、人が亡くなるということのを避けて通れない私は議論だと思って、真正面から議論をしなければいけないというふうに思っておりますが、まさに総理、その問題意識ですね。集団的自衛権を行使していくと、国際社会で日本が生きていくためにはこれぐらいの犠牲は覚悟しなければならないのか、そういった意味で集団的自衛権行使の容認に向かって検討されているのか、その決意のほどを聞かせていただけますでしょうか。」

安倍総理

アフガニスタン：当初は集団的自衛権の中の武力行使

「こうした戦争そのものに、戦闘行為を目的として武力行使をすることはない」

湾岸戦争：集団安全保障

「こうした形の戦いに我々は部隊単位で戦闘を目的として参加することはない」

「その上において、しかしなおかつ近隣諸国で紛争が発生し、そしてそこから逃れてくる日本の邦人を輸送している米軍の船を護衛する自衛艦は、まさにそれは命懸けで、自衛隊の諸君が命を懸けて我々の命を守るわけでございます。それを自衛隊の諸君はまさに誇りとするところであらうし、宣誓の際に、宣誓の際にですね、言わば、危険を顧みず、任務を完遂することに務め、もって国民の信頼に応えていくと、こう宣言をする唯一の公務員でもあるわけでございます。」

安倍総理

「一番大切なことは、こうしたことをしっかりと行っていくことによって、また同盟国との関係が強化されていくことによって抑止力は高まっていく」

1960年

新安保条約を作れば戦争に巻き込まれるというのが反対論の主流

「果たしてどうなったんだということもしっかりと留意する必要があるだろう」

▶結局どうということ？

人が亡くなることの覚悟を問われたのには何も答えていません。

そこには答えず、

「抑止力が高まる」と言ったり、1960年の安保改訂の話を出したり。。

まともな議論になっていません

機雷掃海

共産党 井上哲士氏

安倍首相の発言（5月29日参議院外交防衛委員会）

「武力行使を目的として戦闘行為に参加することは検討しない」

一方

与党協議の事例集には

ホルムズ海峡など海峡における機雷掃海活動が挙げられている

→武力行使

「武力行使を目的として戦闘行為に参加することは検討しないと言いながら、なぜ明確な武力行使である機雷掃海への参加が事例として挙げられるのでしょうか、総理お答えください。」

安倍総理

海洋国家である我が国

→国民生活に不可欠な資源や食料等を輸送する船舶の安全を確保することは極めて重要

事例集の「シーレーンにおける機雷の掃海」＝武力の行使に当たり得る活動ではあるが、

民間船舶の航行の危険による機雷を除去する＝基本的に受動的かつ限定的な行為を行うもの

→敵を撃破するために大規模な空爆や攻撃を加えたり敵地に攻め込んでいくというような行為

とは性格を異にする

この事例は「検討していく必要があるだろうと、このように考えたところでございます、現在与党において検討がなされているところでございます。」

共産党 井上哲士氏

「私が聞いていますのは、武力行使を目的としては戦闘行為に参加することは検討しないと言いながら、なぜ武力行使として認められてきたものには参加するという検討ができるのかと、その、総理が言っていることのその食い違いを問うているんですから、きちっと答えていただきたいと思います。」

安倍総理

武力行使を目的として戦闘行為に参加することはない

＝戦闘行為を行うことを目的として武力行使をすることはない

一般的には海外派兵はそれに当たる

「この一般的にはという中において、今申し上げました、日本にとってこれは海外から入ってくる石油、ガス、あるいは食料、これは極めてバイタルなインタレストでもあるわけでありまして、それが断たれるということになれば日本の安全、存立に大きな影響があるという中において、そして、機雷を除去するというのは、言わば、先ほど申し上げましたような爆撃を行ったり陸上部隊を上陸をさせて戦闘をするという行為とはこれはやはり性格を異なるのではないかということから、今与党において検討をしていただいているということでございます。」

共産党 井上哲士氏

「いや、機雷除去は武力行使なんですよ。その機雷除去を目的として行くということは、武力行使を目的として行くということなんですよ。それがおかしいと言っているんですね。」

機雷掃海＝武力行使→相手にとっては攻撃対象→日本も応戦して戦闘になる

「日本が再び戦争する国になるというのは誤解だという総理の弁明も成り立たなくなるんじゃないですか。」

安倍総理

機雷掃海＝武力行使

「ただ、その中で、先ほど来、私もまた法制局においても一般に武力行使は禁止されていると、こう申し上げているわけでございまして、この一般にという中にこれが入るかどうかなということも含めて今検討している。それはまさに行為としては受動的あるいは限定的な行為であると、こういうことになるのではないかと。」

「いずれにいたしましても、なぜ検討しているかといえは、」

例) ホルムズ海峡

石油の約8割をこのホルムズ海峡に頼っている

多くは日本船籍でなくても、仕向地は日本

→海外に機雷の掃海活動を頼むことができるのか？ということを含めて検討する必要あり

「ただ、まだこれは結論が出ておりませんので、与党において今協議中であるということを申し上げておきたいと思います。」

共産党 井上哲士氏

「いや、あれこれ理由を付けて、これまでの武力行使であったものを武力行使でないと言いくるめて参加するようなことは許されないんですよ。
じゃ、聞きますけど、機雷掃海に参加した場合に相手から攻撃を受けて応戦をして戦争になると、こういう可能性はないと断言できますか。」

安倍総理

「どちらにしろ、今この機雷の掃海をやると決めたわけではなくて、まさに今与党において協議をしているわけであります」

海洋の自由が確保され、原料や食料が輸入できることは死活的な問題

機雷掃海があたかも宣戦布告であるかのような議論は誤り

国際紛争を力で解決するために国際公共財である海に機雷をまく＝国際法違反

機雷の掃海＝船舶の自由な航行を阻む危険物を取り除く行為＝国際法上合法

「何が違法で何が合法かといった基本的な事実関係をこれしっかりと押さえた上で、国民の命を守り平和な生活を守っていくために私たちは何をなすべきかということについてしっかりと今議論を行っているところでございます。」

共産党 井上哲士氏

「全然、すり替えないでくださいよ。機雷掃海活動は武力行使に当たるんですよ。相手はそう見るんですよ。そうしたら、結局、戦闘行為、応戦を受けて戦争になっていくじゃないですかと。それをやってはならないということが憲法九条の解釈だったんですよ。それを壊すことは絶対許されません。」

ホルムズ海峡についてはかつて緊張が高まったときがある
→石油の備蓄等の対応は？

安倍総理

「日・イランの関係を、元々伝統的に友好的な関係を持っておりますから、その努力をしております」

「安全保障というのは先の先、これは相当、三十年、四十年先まで見据えてそれは備えをしておく必要があるんだろうということで議論をしているところでございます。」

茂木敏充経産大臣

石油備蓄について

国家石油備蓄：91日分

民間石油備蓄：71日分

仮に世界的に供給不足が発生する恐れがある場合

IEA(国際エネルギー機関：加盟29ヶ国)による協調行動

- ・ 民間石油備蓄の義務日数の引下げ
- ・ 国家備蓄の放出等 の措置を実施する

共産党 井上哲士氏

「当然対応を取っていらっしゃるわけですね。ですから、安保法制懇の言う我が国の存立を脅かすと、こういう状況にはないわけですよ。」

ホルムズ海峡閉鎖が懸念されるのは

イスラエルやアメリカの軍事行動への対抗としてイランが機雷を敷設するという事態

1979年のイラン革命以降

- ・アメリカとイランは国交断絶中
- ・日本は友好関係を結び、原油調達を継続

ところが、欧米諸国と一体となって、機雷掃海という形でイランを想定した武力行使を検討

「これは、この間のずっと営々としたこういう友好関係を壊して、欧米諸国にできないような、日本がこの中東地域で独自の平和外交を進める足場を崩すことになるんじゃないですか。」

安倍総理

「まさに日本はイランと伝統的な関係にありますから、これを生かしていきたいと、こう思っております」

日本は高い掃海能力を持つ

＝機雷を掃海することで、機雷を敷設することが無意味になる＝抑止力につながる

「国際的に掃海活動を行うということですから、よって、機雷を敷設するという行為、敵対的な行為を思いとどまるということにもつながっていく可能性の方が私は高いのではないかと、このように思うわけであります。」

安倍総理

「いずれにいたしましても、イランとの関係におきましては、まさに現在イランが核開発から国際的な協調にかじを切り始めている中において、その方向を確かなものにしていききたいと、国際社会と協力していききたいと、このように思っております。」

共産党 井上哲士氏

「国民の安全のためにあらゆることに備えるのが政治の役目と言いますけれども、軍事的備えをやるということは、結局、日本が中東地域で憲法の下で営々として築いてきた信頼感を壊して独自の平和外交の土台を掘り崩すことになるわけでありまして、全くやるべきことは逆であります。」

▶結局どうということ？

安倍首相が「海外派兵」の前に必ず『一般的に』とつけている理由が述べられています。理屈は全くわかりませんが。。。結局、機雷掃海がやりたいということなのでしょう。そして機雷掃海をすれば相手から攻撃されるのでは？という問いには一切答えていません。自ら「あらゆる事態を想定」とか言いつつ、都合の悪いところは無視している態度にしか見えません。

集団的自衛権行使により交戦当事国になる

社民党 又市征治氏

個別的自衛権と集団的自衛権との決定的な違い

＝我が国が武力攻撃を受けているかどうか

集団的自衛権の行使＝我が国が攻撃されていないのに海外での戦争に参加をすること

→行使したとたんに我が国は交戦当事国になる＝我が国が攻撃を受ける

「この事態についての総理の御認識をお聞きしておきたい。」

安倍総理

15事例

- ・ いわゆるグレーゾーン
- ・ 集団安全保障
- ・ 海外での武器の使用
- ・ 集団的自衛権

「例えば近隣国で紛争が起こったときに、その紛争から逃れようとする邦人を輸送する米国の船を警護しなくていいのかという、そうしたことについて、我々は国民の命と平和な暮らしを守る責任がありますから、その観点から、果たしてそれは憲法が禁じているところかどうかということについて、安保法制懇の出した報告を今与党で協議をしているところでございます。」

社民党 又市征治氏

「全然答えになっていないじゃないですか。
私は、集団的自衛権の行使ということになれば、当然、相手は、我が国が敵対した国、敵国が日本の領土を攻撃することは当然起こり得るんでしょうということを聞いているわけでありまして、何か検討しておる話とは訳が違いますよ。」

▶結局どうということ？

安倍首相は日本語理解できているのだろうか？と疑問を抱かせる答弁です。。

憲法9条との関係

社民党 又市征治氏

歴代政権の説明

「我が国防衛の必要最小限の実力組織である自衛隊は憲法九条が禁止する戦力ではない」
「他国のために海外で自衛隊が武力を行使するとなれば、自衛隊はこの憲法九条二項で保持を禁止した陸海空軍その他の戦力そのものに当たるんじゃないですか。
また、集団的自衛権の行使そのものが国の交戦権に当たるのではないんですか。」

安倍総理

昭和47年の政府見解

「必要最小限度の中においての自衛権の発動は憲法上許される」
この中に個別的自衛権は入るけれども集団的自衛権は丸ごと入らないということであった
「我々はこの中において、あの四十七年の見解の大部分は踏襲するわけではありますが、しかし、集団的自衛権については果たしてそれが全て入らないのかということについて今研究をしている」

これは従来の政府の基本的な立場

「我が国の平和と安全を維持し、そして自国の存立を全うするための必要最小限度の武力の行使は許される」を踏まえている

安倍総理

「いずれにせよ、自国の存立を全うするための必要最小限度の武力の行使として集団的自衛権の行使が認められるかどうかについて検討しているのであって、憲法が明文で禁じている戦力や交戦権を認めるようなことはあり得ない」

憲法9条2項が禁じる戦力＝自衛のための必要最小限度を超える実力

憲法9条2項が認めない交戦権＝交戦国が国際法上有する種々の権利の総称

自衛権の行使は交戦権の行使とは別のものであるというのが従来からの政府の見解

「現在行っている検討の結果を予断することは差し控えた方がいいわけではありますが、このような従来の政府の立場を変えるものになることはあり得ないと考えているところでございます。」

社民党 又市征治氏

「何かだんだん分からなくなってきましたね。」

我が国が攻撃されていないのに同盟国と海外で武力行使

＝憲法が禁ずる交戦権の行使に当たるのでは？

自衛隊は我が国が攻められた場合にこれに対処するという意味で戦力でないと言ってきた

＝海外へ出ていくということは、それは戦力に当たるのでは？

「つまり、憲法の明文規定とどんどん乖離する中身を今一生懸命検討されているんじゃないかと、こう申し上げているわけですよ。」

社民党 又市征治氏

衆参両院で多数を握った政権は極端に言えばどんな法律でも作ることができる

→この強大な政治権力を縛るのが憲法

→政府も国会も憲法に反する立法や行政を行うことは許さないというのが立憲主義

政府が60年言い続けて国民に共有されている

「集团的自衛権の行使は憲法上は許されない」という解釈を一内閣の政治的な思惑によって変更することが認められるならば、法治国家の根幹が揺るぐことになるのでは？

「政府といえども、そういう意味で解釈を変えていくのはこれはおかしいと私は申し上げているんですが、この点の御認識をもう一遍お聞きをいたします。」

安倍総理

「先ほどの交戦権あるいは戦力の解釈については、従来から法制局の見解として述べてきたものをそのままお話をさせていただいたとおりでございまして、もし御疑問があれば従来の答弁を復習していただきたいと思います。」

行政府が憲法を適正に解釈していくことは当然必要

憲法の解釈を最終的に確定する権能を有する国家機関は最高裁判所

「行政府として憲法解釈について申し上げれば、憲法第六十五条に基づく行政権の帰属主体である内閣が最終的にその責任において行うもの」

憲法改正と憲法解釈の変更とは別の事柄

「自衛権」：昭和29年自衛隊創立時に政府が憲法解釈する中で合憲性を認めたもの

▶ 結局どういうこと？

あまりのひどさに言葉を失いますが、国会答弁は国民への説明の場でもあるはずです。

「従来の答弁を復習していただきたい」という発言がありますが、これには「分からない奴が悪い」という態度が露骨に出ていると思います。

そして結局、9条との関係については相変わらず答えていません。

安倍首相の交戦権、戦力についての説明は、従来から法制局の見解のようです（本人がそう言っています。ただし言っている意味はわかりませんが。。）。

百歩譲ってこの意味が分かったとしても、質問は集団的自衛権行使を認めたらどうなるか？ということであって、これは従来の見解を変える解釈なわけです。

それなのに従来の見解を答える。。全く意味がわかりません。